

鎌倉市地域防災計画（風水害等災害対策編）改定原案パブリックコメント整理表

「鎌倉市地域防災計画風水害等災害対策編（改定原案）」に係る意見及び反映状況

●意見公募期間 平成26年11月13日（木）から平成26年12月15日（月）まで

●提出された意見の概要

- (1) 意見提出者数 6人
- (2) 意見項目数 27件
- (3) 内容別の内訳

区分	件数
総則	1
風水害予防計画	10
風水害応急対策計画	13
復旧・復興計画	1
その他の災害対策計画	0

計画以外への意見	2
----------	---

●意見の反映状況

反映区分	件数
A 計画に反映させたもの	2
B 意見の趣旨が既に計画又は施策に反映されているもの	6
C 今後、計画に基づく個別施策の実施により対応が可能となるもの	6
D 計画に反映できないもの又は参考意見として取り扱うもの	13

反映 A: 計画に反映させたもの

B: 意見の趣旨が既に計画又は施策に反映されているもの

C: 今後、計画に基づく個別施策の実施により対応が可能となるもの

D: 計画に反映できないもの又は参考意見として取り扱うもの

該当箇所	概要	反映状況	防災会議の考え方
1 8ページ 風水害等災害対策の計画的な推進	市の気象観測場所及びそれが適地であることを広報してほしい。	D	観測場所である鎌倉市消防本部及び大船消防署は横浜地方気象台に届出をし、定期的に保守点検を行っています。今後は消防本部と相談の上、観測場所の広報を検討します。なお、横浜地方気象台が設置している雨量観測所は平塚、辻堂、三浦にあり、最新の気象情報を入手し、本市の防災対策に活用しています。
2 26ページ 都市の安全性の向上	「冠水対策」について節を設けて記述してほしい。	B	本市の冠水のほとんどは、浸水と同様の問題から起こります。治水対策、河川改修、下水道整備・維持管理を担当部署にて対策を進めていくなかで、浸水及び冠水に対する課題が解消されていくと考えております。
3 30ページ 都市の安全性の向上	防災ラジオ、防災無線、鎌倉FM放送、いずれも聞き取りにくい地域が多いため、スピーカーの配置を再整備する必要があるのではないか。	B	防災行政用無線の一部スピーカーの改良を行っているところです。また補完措置として実施している鎌倉市防災・安全情報メールへの登録をお願いします。
4 27, 30ページ 都市の安全性の向上	急傾斜地崩壊危険区域の指定基準によって災害防止策の伝達をするだけでなく、地盤の強弱の状況を加味する必要があるのではないか。	C	地盤の状況については、今後神奈川県において土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域の指定において明確になります。その後、ハザードマップ等での周知を検討しています。
5 31ページ 都市の安全性の向上	風圧力の構造計算のチェックはすべての確認申請書で実施しているか。	A	全ての建物ではなく、3階建て以上の木造住宅等の構造計算が必要な建築物のみ実施しているため、表記を変更します。
6 32ページ 都市の安全性の向上	本文「共同溝の整備等」について、共同溝の管理箇所は道路管理者のため削除。	A	ご意見のとおり削除します。
7 40ページ 災害時応急活動事前対策の充実	避難所運営委員会を設ける際、市の職員等がいなくても初期活動できるような具体的な組織を作ることを希望。	C	地域ごとに作成する、避難所運営マニュアルのなかで対応していくこととなります。
8 46ページ 災害時応急活動事前対策の充実	孤立化予想地域の把握は努力目標でなく、必ず実施できないか。	C	参考意見とさせていただきます。
9 51ページ 災害時応急活動事前対策の充実	緊急輸送道路網図は大変参考になるが、「都市計画道路の見直し方針図(H.25都市計画課)」とは一部道路名など表記に違いがあり混乱が危惧される。	D	都市計画上の道路の名称と、県道の管理上の名称には法律も別なため違いがあります。緊急輸送道路網図での確認をお願いします。

反映 A: 計画に反映させたもの

B: 意見の趣旨が既に計画又は施策に反映されているもの

C: 今後、計画に基づく個別施策の実施により対応が可能となるもの

D: 計画に反映できないもの又は参考意見として取り扱うもの

	該当箇所	概要	反映状況	防災会議の考え方
10	52ページ 災害時応急活動事前対策の充実	ヘリコプター臨時離着陸場を早急に確保してほしい。	B	既に市内17箇所をヘリコプター臨時離着陸場として指定しています。
11	56ページ 災害時応急活動事前対策の充実	地域の協力を得るためにも普段からの地域の問題整理が必要。	B	自助、共助の観点から自治会・町内会や自主防災組織で話しあっていただくことが重要です。
12	77ページ 情報収集・伝達・広報	気象観測器は必要箇所随所に設置しているのか。	D	設置場所は、鎌倉市消防本部及び大船消防署で観測しております。
13	98ページ 消火、救助・救急活動	共助として「stand pipe」の設置と使用訓練の導入を提案する。	D	今回の風水害等災害対策編ではなく、地震災害対策編での記載項目と考えますが、今後消防本部と協議していきます。
14	111ページ 避難・被災者受入れ、保護対策	広域避難場所として七里ガ浜、奥稲村全体を指定すること、ガレージが避難生活の空間として安全なので、補助金を出して増やすこと、空き家や古家を避難場所として確保できるように借り上げることなどを提案。	D	風水害時の避難方法として、避難所への避難のほか、建物内で安全を確保する垂直避難も含め考えております。
15	111ページ 避難・被災者受入れ、保護対策	広域避難場所として七里ガ浜、奥稲村全体を指定すること、ガレージが避難生活の空間として安全なので、補助金を出して増やすこと、空き家や古家を避難場所として確保できるように借り上げることなどを提案。	D	風水害時の避難方法として、避難所への避難のほか、建物内で安全を確保する垂直避難も含め考えております。 (通し番号14と同じ)
16	122ページ 避難・被災者受入れ、保護対策	ペットの受入れは難しいことを事前にPRすべき。	D	ペットの受入れについては、種類によっては避難所に区画を決めて受け入れる旨、防災講話等の機会に周知を行っています。
17	141ページ 要配慮者支援対策	本編では「要援護者」とあるが、以前は「災害弱者」という用語もでていた。使い分けがよくわからない。	B	災害対策基本法が平成25年6月に改正され、要配慮者、避難行動要支援者と名称が変更されました。
18	141ページ 要配慮者支援対策	災害弱者に対する対応部署(市、社会福祉協議会、自治会)間の情報の共有(特に地域の自治会)、体制整備。	C	鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランで対応していきます。
19	141ページ 要配慮者支援対策	要配慮者の情報共有の必要性。個人情報への配慮もあるべきだが、生命優先の認識を広報等で周知し認識を改めることが必要。また、要配慮者本人からの信号発信も有効な手段であると考え。	C	鎌倉市災害時避難行動要支援者支援プランで対応していきます。

反映 A: 計画に反映させたもの

B: 意見の趣旨が既に計画又は施策に反映されているもの

C: 今後、計画に基づく個別施策の実施により対応が可能となるもの

D: 計画に反映できないもの又は参考意見として取り扱うもの

	該当箇所	概要	反映状況	防災会議の考え方
20	147ページ 応急教育	学校から自宅へのルートの安全確認を行う必要があるが、これを自治会などの自主防災組織に委ねるのが効果的ではないか。	D	自主防災組織で作成している防災計画への反映が有効と考えます。
21	161ページ 交通規制・緊急輸送対策	緊急輸送手段が貧弱に思う。他力本願的印象を受ける。	D	災害時の物資の輸送協力などについて、関係機関と協定を結んでおり、また車両以外のヘリコプター、船舶等あらゆる輸送手段を活用します。
22	183ページ 災害救援ボランティアの受入れと活動	当該地域以外からのボランティアの混乱を避けるために、要救助者の意思表示の統一が必要なのは。(例えば黄色いハンカチ、タオルなどを救助希望の信号とする等)	D	参考意見とさせていただきます。
23	183ページ 災害救援ボランティアの受入れと活動	どうすればスムーズにボランティアと各防災組織とが連携、紹介ができるかを言及してはどうか。	C	災害ボランティアセンターを運営していく、鎌倉市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所等との打合わせの機会などに話題とします。
24	184ページ 災害救援ボランティアの受入れと活動	救出用具(ジャッキ等)を誰がもっているかなどの地域内での情報の共有、登録が有効ではないか。	D	自主防災組織で作成している防災計画への反映が有効と考えます。
25	193ページ 復旧・復興対策	事前復興計画検討の有意性が十分にある。(例: 主要道路は両サイドに2m以上の歩道を確保するなど)本市は特性上、復旧復興が極めて困難であり、かつそれに長期の年月を要する自治体である。	D	参考意見とさせていただきます。
26	計画以外	防災行政無線のアナウンスが聞こえず機能していないので、その点を解決してほしい。	B	防災行政用無線の一部スピーカーの改良を行っているところです。また補完措置として実施している鎌倉市防災・安全情報メールへの登録をお願いします。
27	計画以外	企業等は災害が発生した場合における顧客・従業員の安全確保、二次災害防止、事業の継続、地域防災活動への協力等の社会的な責務を十分認識する必要がある。さらに企業等は業務停止による被害を回避するため、重要業務継続のための業務継続計画(BCP)の策定・運用に関する条例制定が必要と考えられる。	D	神奈川県地震災害対策推進条例第6条で、事業者の責務としてBCPの体制整備を明記しています。また、神奈川県では「BCP作成のすすめ(神奈川版)」を作成し、中小企業向けBCP作成を支援しており、市観光商工課ホームページでも案内しています。